

情報通信行政・郵政行政審議会 電気通信事業部会

電気通信番号委員会（第11回）

1 日時 令和5年1月17日（火）10時00分～10時29分

2 場所 Web会議

3 出席者

（1）電気通信番号委員会構成員（敬称略）

相田 仁（主査）、藤井 威生、三友 仁志、森 亮二、猿渡 俊介、矢入 郁子、
山根 香織（以上7名）

（2）総務省

木村 公彦（電気通信事業部長）

（3）事務局

山口 真吾（電気通信技術システム課長）、梶原 亮（電気通信技術システム課課長
補佐）

安藤 良将（番号企画室長）、林 祐二郎（番号企画室課長補佐）

4 議題

（1）電気通信事業法施行規則等の一部改正について

（2）その他

【相田主査】 それでは、ただいまから情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会電気通信番号委員会の第11回会合を開催させていただきます。委員の先生方におかれましては、多分、論文審査等で大変お忙しい時期かと思えますけれども、御出席いただきまして、ありがとうございます。

それでは、まずは事務局から連絡事項をお願いいたします。

【林番号企画室課長補佐】 事務連絡でございます。本日は全員出席というところで、本日の会議はウェブ開催となりますので、皆様、御発言の際は会議システムの挙手ボタンまたはチャット機能等でお申出いただき、主査からの指名を受けてから、マイク及びカメラをオンにして御発言をお願いいたします。また、傍聴につきましては、ウェブ会議システムによる音声のみでの傍聴とさせていただきます。

事務局から以上です。相田先生、お返しします。

【相田主査】 それでは、議事に入りたいと思います。本日の議題は、議事次第に記載されておりますとおり、電気通信事業法施行規則等の一部改正についてということでございます。本件は、昨年11月25日に総務大臣から情報通信行政・郵政行政審議会の電気通信事業部会に対して諮問がなされ、11月26日から12月26日までの間、総務省において意見募集を行ったものです。それでは、事務局から諮問の概要及び意見募集で寄せられた意見等について御説明をお願いいたします。

【安藤番号企画室長】 事務局、番号企画室の安藤でございます。よろしくお願いたします。資料に沿って説明をさせていただければと思います。

最初、資料をおめくりいただきまして、右下2ページを御覧ください。これまでの検討経緯等につきまして、簡単におさらいをさせていただければと思います。今般、音声伝送携帯電話番号の指定条件緩和に向けまして、電気通信事業法施行規則等の一部改正を検討しているところでございます。現在、電気通信番号計画におきましては、音声伝送携帯電話番号の指定を受けることができる電気通信事業者をMNOのみに限定しているところでございます。この点につきまして、MVNOによる多様な付加価値サービスの創出・提供を実現するため、MVNO等からの要望に基づきまして、情報通信審議会において検討が行われて、令和3年12月8日付け情報通信審議会答申「デジタル社会における多様なサービスの創出に向けた電気通信番号制度の在り方」をいただいたところでございます。こちらにおける方向性を踏まえまして、MVNOに音声伝送携帯電話番号の指定ができるよう、今般、制度改正を行うものでございまして、諮問対象となっているものでございます。

ページ飛びまして、右下5ページを御覧ください。今回の諮問の対象であります電気通信番号計画の改正案の概要につきまして御説明を申し上げます。まず、ポイントといたしましては、MVNOへの電気通信番号の指定条件は、MNOに課されている条件と原則同等とする点でございます。こちらは、情報通信審議会の答申とも整合するものでございます。具体的には、まず、緊急通報につきまして、MNO等のネットワークを介した提供を認めることといたしたく思います。現行条件が、「利用者が緊急通報を行うことが可能であること」でございますので、具体的な改正は必要ないと考えております。MVNOにも同様の条件を課すこととなりますが、その実現方法につきましては、MVNOがMNOのように多数の緊急通報受理機関と直接接続することは難しいとの意見もあることから、提供エリアの一部または全部において、ホストMNOとMVNO間での協議を通じ、ホストMNO等のネットワークを介した緊急通報の実現を認めることといたしたく思います。

次に、携帯電話の基地局の免許を受けていることの条件の代替といたしまして、ホストMNOとの連携を求めるとともに、音声呼の制御や加入者情報の管理・認証に必要な設備の設置及びIMS Iの指定を受けることを新たに求めることとでございます。現行の条件は、「携帯電話又はPHSの基地局の免許等を受けていること」でございますが、条件を「携帯電話若しくはPHSの基地局の免許等を受けていること又はホストMNOと連携し、役務提供できること」に改めたく思います。加えまして、MVNOが番号を適切に利用して音声サービスを行うために、音声呼の制御に必要な設備の設置を新たな条件として求めること、加入者情報の管理・認証に必要な設備を設置するとともに、IMS Iの指定を受けることを新たな条件として求めることとさせていただきます。

最後に、電気通信事業法の技術基準の適用を受けない場合にあつては、番号指定後に、当該技術基準適用を受けることを前提に、当該技術基準への適合性を確認していることを必要条件として求めることとしたく思います。現行では、「事業の用に供する電気通信設備が電気通信事業法上の技術基準の適用を受けるものであるとともに、当該技術基準への適合性を確認していること」となっておりまして、MNOへの指定を前提とした書き方となっております。この点、MVNOは現状、技術基準適用を受けないものでございますので、この後、御説明させていただきますとおり、音声伝送携帯電話番号を利用するMVNOに対しましては、技術基準を適用できるよう制度改正を行いたく思います。

そのことを踏まえまして、番号の指定においても、電気通信事業法上の技術基準適用を受けない場合にあつては、番号指定後に当該技術基準適用を受けることを前提といたしまし

て、当該技術基準への適合性を確認していることを必要条件として求めることとしたく思います。

また、その他の改正事項といたしまして、音声伝送携帯電話番号の指定単位の変更やデータ伝送携帯電話番号の指定の条件の改正も行いたく思います。

番号使用計画に関する説明は以上となります。この後、技術基準等の部分につきましては、電気通信技術システム課、梶原補佐より御説明をお願いいたします。

【梶原電気通信技術システム課課長補佐】 説明者、替わりまして、電気通信技術システム課から、技術基準の関係部分を説明させていただきます。

こちらのスライドで、先ほどMVNOが音声伝送携帯電話番号の指定を受けられるようにするに当たりまして、MNOと同等の技術基準を課していくという説明をさせていただきましたので、最初に電気通信事業法上の技術基準、事業用電気通信設備規則の現状について簡単に説明させていただきます。

電気通信事業法では、利用者と利用者との間をつなぐ伝送路設備、例えば携帯電話網ですと無線区間を構成する設備が該当しますし、有線だと光ファイバーなどが該当しますが、これを電気通信役務の確実かつ安定的な提供のために重要視すべき設備として捉えておりまして、この伝送路設備と伝送路設備と一体として設置される設備をまとめて電気通信回線設備として整理しております。そして、この電気通信回線設備を設置する事業者、回線設置事業者が技術基準が課せられるというような構造になっております。そのため、MNOについては回線設置事業者が該当しますので技術基準が適用されます。一方で、MVNOは基本的には回線を設置しないという運用を行っておりますので、技術基準が適用されないというような制度構造になっております。

続きまして、次のページですけれども、制度改正案の概要について記載しております。まず、下側のネットワーク構成図の概要を御確認ください。この図では、MVNOが音声伝送携帯電話番号の指定を受けてサービスを提供する場合には、MNOの設備、左側の緑色の部分には、技術基準が既に課せられておりまして、一方で現行の制度だと、MVNOの設備、黄色で着色した部分には技術基準が課せられていない状況です。今般、音声伝送携帯電話番号の指定をMVNOが受けてサービスを提供する場合には、加入者情報を管理するためのデータベースですとか音声サービスの提供に必要なプラットフォームを自ら設置することになりますので、こうしたところにも技術基準を課すことで、サービスの提供に必要な設備の全体に損壊故障対策などが施されることになりまして、サービスの確実かつ安定的な提供

が図られることになると考えております。

そのため、一番上のところ、『電気通信事業法施行規則』改正の主なポイント」と記載しているところですが、音声伝送携帯電話番号の指定を受けるMVNOが設置する設備についても技術基準が適用されるように、技術基準が課される条件として定められている「内容、利用者の範囲等から見て、利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務」の1類型として「音声伝送携帯電話番号の指定を受けて提供される電気通信役務」を新たに追加するという改正案を作成しております。

続いて、下側の事業用電気通信設備規則技術基準の関係ですが、音声伝送携帯電話番号の指定を受けるMVNOが設置する部分の設備を「特定携帯電話用設備」と定義しまして、携帯電話用設備と同等の基準を課するという内容の改正案を作成しております。こちらが主な改正内容になっておりまして、続きまして、次のページで、情報通信ネットワーク安全・信頼性基準の改正案についても御説明させていただきます。

こちらについては、省令などによって規定されるものではなくて、あくまでもガイドライン、推奨基準の話となりますので、情報通信行政・郵政行政審議会の枠組みでは諮問が義務付けられているものではありませんが、関連する改正事項ということで併せて御説明させていただきます。

総務省では、情報通信ネットワークについて、ハードウェアやソフトウェアに備えるべき機能や、システムの維持運用に係る留意点などの推奨基準を情報通信ネットワーク安全・信頼性基準としてまとめております。この基準では、電気通信回線設備を自ら設置するかどうかによって適用される基準が異なってくるという構造になっておりますので、MNOと、音声伝送携帯電話番号の指定を受けるMVNOとの間で同等の基準が示されるように、規定項目の整合を図っていくという改正を行っているものです。

続きまして、最後にスケジュールとなりますけれども、本日の電気通信番号委員会で御審議いただいた後、今週末、1月20日の電気通信事業部会に答申案件として諮らせていただきたいと考えております。答申をいただいた後は、年度内の制度整備を予定しております。

電気通信技術システム課からの説明は以上となります。

【安藤番号企画室長】 ありがとうございました。

続きまして、スケジュール、もう少し説明させていただきます。このままこのページを御覧ください。スケジュールにございますとおり、11月26日から12月26日までの31日間、本改正案に係るパブリックコメントを実施いたしました。

ページ飛びまして、右下ページ39を御覧ください。このパブリックコメントの結果につきまして、2件意見がございました。個人の方から1件、企業から1件でございました。

個人の方からは、本件について御賛同をいただきつつ、MNOがMVNOとの連携について非協力的な態度を取ることにについての懸念が表明されたところでございます。こちらにつきましては、MVNOが実質的に参入できないこととならないよう、総務省において、事業者間協議の状況を注視いたしまして、必要に応じて対応を検討することが適当であると考えております。

企業、KDD I 株式会社様からの御意見につきましては、MNOと同様にMVNOも技術基準に準拠することが重要であるとの御賛同の意見をいただいております。

以上を踏まえまして、次の40ページでございますが、今週、先ほど御説明ありましており、20日に予定されております情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会への報告書の案文を御参考までに作成いたしました。内容としましては、諮問どおり改正することが適当と認められる旨を記載してございます。

説明は以上でございます。以上、何とぞ御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

【相田主査】 ありがとうございます。それでは、ただいま御説明いただきました内容につきまして、御質問、御意見等ございましたら、ウェブシステムの真ん中より右の下の辺り、挙手ボタンを押していただければ、こちらから順次指名させていただきます。それが難しいようでしたら、マイクを直接オンにして発言いただく、あるいはチャットなどの活用でも結構です。

それでは、まず、猿渡構成員、お願いいたします。

【猿渡委員】 大阪大学の猿渡です。説明どうもありがとうございます。4ページ目を見せてもらえますか。説明資料のスライドの4ページ目。パブコメでもあったんですが、2021年の電気通信番号政策委員会でも結構議論されていたと思うんですが、MVNOがつなぎ込みをしようとしたときに、既存のMNOがスムーズに協力するような仕組みをつくらないといけないよねという議論があって、パブコメでもそのような懸念をされている方がいたと思うんですけど、今回の改正案の中で、MNOとMVNOがスムーズに連携できるような工夫点等、もしもありましたら教えていただけますでしょうか。

以上です。

【相田主査】 それでは、事務局、お願いできますでしょうか。

【安藤番号企画室長】 ありがとうございます。お答え申し上げます。事業法上、他社か

ら接続が要求された場合においては、それに応諾する義務や不当な差別取扱いの禁止などが課されておりまして、MNOがこれらの規定に違反している場合は総務省から指導することがあり得ます。また、今般の制度改革におきましては、MVNOに対しまして、エンドツーエンドでの区間での通信品質を自ら設定し、なるべく維持するよう求める規定を課すこととしておりまして、こうした制度の運用を行っていくためには、MNOの協力が不可欠となります。このため、もしMNOからの協力が得られないことに起因いたしまして、MVNOで制度の運用ができなくなることがあれば、総務省としても状況を把握することができ、総務省からMNOに対して改善を求めることも可能になろうかと考えております。

以上でございます。

【相田主査】 猿渡先生、よろしゅうございますでしょうか。

【猿渡委員】 ありがとうございます。後段のほうは、スライド6ページ目を見せていただけますかね。ここでMNOは、MVNOトータルでちゃんと評価する仕組みが改正案の中に盛り込まれているので、ここの連携がうまくいかなければ総務省にしっかりと連絡が行く仕組みがつくられていると、そういう理解で大丈夫でしょうか。

【梶原電気通信技術システム課課長補佐】 総務省電気通信技術システム課でございます。基本的にはコメントいただいたとおりです。この改正案を議論するときに、技術基準については、情報通信行政・郵政行政審議会とは別の枠組みになりますが、情報通信審議会のIPネットワーク設備委員会において、MNOとMVNOの当事者を集めて議論をしておりまして、そのときにエンドツーエンドの通信品質に関する基準をMVNOにも課すべきかどうかというところは論点になりました。そのときに双方の意見として、ユーザー視点では、MVNOの区間だけではなくてエンドツーエンドの区間で品質が重要なのではないかとということで、エンドツーエンドの区間での通信品質を予め定めるというMNOと同等の基準をMVNOにも課すことによって、MNO側も制度の運用のために協力せざるを得なくなるというような議論で改正案の方向性をまとめた経緯がございますので、補足させていただきます。

以上です。

【猿渡委員】 大変よく分かりました。どうもありがとうございます。

【相田主査】 それでは、ほかにいかがでございましょうか。

それでは、矢入先生、お願いいたします。

【矢入委員】 質問ではなくてコメントなんですけれども、総務省の紛争処理で音声役務

に関する紛争の事例もあったと思います。その観点から見ると、この改正は非常に重要かつ、MVNOさんが音声サービスを自由度高くにやられていくのだろうなど、かなり重要な改正だと認識できるのですが、通信事業者さん以外の、特にユーザサイドのいろいろな方々にその重要性が伝わるのかなというのが気になりました。この資料、さらりと書かれているので、ちょっともったいないように思われました。資料だけでなく、今後の広報も含めて、これまでの経緯をきちっと御説明なさったうえで、少しでも多くの人に重要性に気がついていただけるようにするといいなと思いました。コメントです。

【相田主査】 ありがとうございます。何か事務局からございますでしょうか。

【安藤番号企画室長】 安藤でございます。ありがとうございます。御指摘のとおり、今回の改正、我々も非常に重要だと思っております。改正の事実につきましては、背景等も含めて、機会を捉まえて国民の皆様幅広く御説明していきたいと考えておりますし、何より今般の改正が、実際に成果として国民の皆様にお届けできるように、その事態についても引き続き注視し、進めてまいりたいと思っております。ありがとうございます。

【相田主査】 矢入先生、よろしゅうございますでしょうか。

【矢入委員】 ありがとうございます。

【相田主査】 では、続きまして山根構成員、お願いいたします。

【山根委員】 山根です。ありがとうございます。今の御指摘、全く同じことを私も考えておりました。今回の改正で、幅広い世代や環境、地域において、よりよい、分かりやすいサービスが提供を実現することを願っているわけですけれども、この改正についてどういうふうな情報提供というか、広報されるのかなと思っていました。ぜひ一般消費者にも分かるように広報等努めていただいて、一緒になって、よりよく使いこなせていけるようにと願っていますので、よろしくお願いいたします。

【相田主査】 ほかにいかがでございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。それでは、特に問題があるという御発言はなかったようでございますので、今週の金曜日、1月20日に開催される電気通信事業部会には、当委員会の検討結果として、先ほど御紹介いただいた最後のページ、報告書案のとおり報告することとしたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【相田主査】 では、そのようにさせていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。

本日、事務局で御用意いただいた議事は以上でございますけれども、構成員の皆様から何か発言の希望がございましたらお受けしたいと思っておりますけれども、いかがでございましょうか。

事務局から、何か連絡事項等ございますでしょうか。

【林番号企画室課長補佐】 事務局でございます。先ほど説明の中にもございましたが、本日お取りまとめいただいた電気通信事業法施行規則等の一部改正に関する報告書につきましては、1月20日金曜日に開催される予定の電気通信事業部会、こちらに報告して御審議いただく予定となっております。

事務局からは以上でございます。

【相田主査】 それでは、ほかに発言の希望等ございませんようでしたら、本日の番号委員会、これで終了させていただきたいと思っております。御協力いただきまして、どうもありがとうございました。

以上